

業務委託仕様書

- 1 名称 令和4年度大分県観光消費動向調査・分析業務
- 2 委託目的 大分県における旅行者の滞在中の消費行動情報を収集・分析し、その結果を基に施策実行のPCDAサイクルの構築を図り、柔軟かつ的確な運用により、施策効果の最大化を図ることを目的とする。
- 3 委託期間 契約締結日～令和5年3月15日まで

4 業務内容

(1) 旅行者の消費行動分析

データベンダー等を利用して、大分県での旅行者の消費額等のデータ収集・分析を行うこと。

① 利用データ

データベンダー等の保有するキャッシュレスの消費データ等を利用すること。

上記に加えてその他必要な場合は、取得可能な既存データ等を利用することも可能とする。

② 調査対象期間

1. 月次調査：

2019年1月～2019年12月、

2022年1月～2022年12月

2. 年間調査：

2019年1月～2019年12月、

2022年1月～2022年12月

③ 対象地域

大分県

④ 調査対象者

調査期間中に調査対象地域を訪れた国内旅行者

※ 県内在住の県内旅行者は含まない。

※ 訪日外国人は含まない。

※ データの取得・分析に関して最小サンプル数の設定等がある場合は、その旨事前に委託者に知らせること。

⑤ 調査項目

対象地域における消費動向（利用者数、利用件数、利用金額）について、キャッシュレスの消費データ等を活用し、以下の分析軸により分析・レポート化を行う事とする。

1. 利用者の属性（性年代別、居住地別）

2. 利用業種

3. エリア毎の利用状況（可能な限り最小市町村単位）

4. 月別の利用状況 ※年間調査にて報告
5. 時間帯別の利用状況 ※年間調査にて報告
6. 周遊状況（前後の都道府県での消費状況） ※年間調査にて報告

(2) 調査報告

(1) ②に定める期間毎に下記調査報告を行う。

① 月次調査報告

決済データ納品(2019年と2022年データの比較ができるような形で納品すること。)

② 年間調査分析報告

(1)の結果を元に、報告書を作成すること。

また、本分析により明らかになった情報を活用し、行政・各種サービス主体が取り込むべき課題をふまえ、各自治体の施策立案の参考となるような提案を盛り込んだ、分かりやすい報告書作成を工夫すること。また、年間調査分析については、2年間分を(1)⑤に定める調査項目ごとに比較分析すること。

(3) デジタル活用研修会への講師派遣

上記の分析結果・報告書を基に、受託者が主催する研修会(令和5年2月実施予定)へ講師を派遣し報告すること(会場の手配は不要)。

(4) データ分析に関するアドバイス業務

- ① 委託者の取得する移動や興味関心等に関するビッグデータについて、年4回程度の定期的な会議を開催し、データ分析に関するアドバイスを行うこと。
- ② ①のほか、必要に応じて電話やメール、Web会議にて委託業務に係る相談内容に対応すること。

(5) 成果品の納品・報告等

① 成果品

冊子と電子データ(CDR等)で行うものとする。なお、報告するデータの具体的な様式等は協議の上、決定する。

1. 決済データ(月次)
2. 年間調査分析報告書
3. デジタル活用研修会資料
4. データ分析に関するアドバイス業務報告書

② 納期

1. 翌々月中納品 ※初回納品は、7月中に1月~5月分のデータを納品すること。
2. 令和5年3月15日まで
3. デジタル活用研修会開催7日前まで
4. 令和5年3月15日まで

5 所有権及び秘密保持

- (1) 成果品の所有権は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。
- (3) 成果物は、大分県および県内市町村や観光協会、ツーリズムおおいたの会員へ共有できるものとする。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、大分県およびツーリズムおおいたに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県・ツーリズムおおいたと十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 作業の進捗状況については、随時、報告するとともに指示を受けること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (5) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。